



# 埼玉県報

第352号  
令和4年(2022年)  
10月7日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 令和4年度公害防止主任者資格認定講習実施（水環境課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 笠原土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 川口都市計画道路の変更（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 朝霞都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 無線警ら車の製造請負に関する落札者等の公示（会計課）
- 携帯電話解析ソフトウェアのライセンス延長プログラム2品目の購入に関する落札者等の公示（会計課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

# 告示

## 埼玉県告示第千三十五号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第一百六条第一項の規定により、令和四年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区分	実施期間	実施場所	予定人員
大気関係	令和四年十一月十六日(水)から同月二十五日(金)まで	オンデマンド配信での実施	百五十五人
水質関係	令和四年十二月一日(木)から同月九日(金)まで	オンデマンド配信での実施	五十人
騒音・振動関係	令和四年十一月九日(水)から同月十七日(木)まで	オンデマンド配信での実施	八十五人
ダイオキシン類関係	令和四年十一月二十四日(木)から同年十二月二日(金)まで	オンデマンド配信での実施	十人

### 二 講習の区分、科目等及び合計時間数

区分	科目等	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術 六 テスト	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術 五 テスト	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術 六 テスト	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術 五 テスト	二〇

合計時間数には自習時間を含めるものとする。

### 三 受講資格等

- イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。
- ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

### 四 提出書類

- イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

五 提出書類の受付期間及び提出場所

イ 持参の場合

(1) 受付期間

令和四年十月七日（金）から同月二十八日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所

大気関係の提出書類については、埼玉県環境部大気環境課まで

水質関係、騒音・振動関係及びダイオキシン類関係については、埼玉県環

境部水環境課まで

ロ 郵送の場合

(1) 受付期間

令和四年十月七日（金）から同月二十八日（金）まで

なお、令和四年十月二十八日（金）までの消印のあるものに限る。

(2) 提出場所

大気関係の提出書類については、埼玉県環境部大気環境課宛の簡易書留によること。

水質関係、騒音・振動関係及びダイオキシン類関係については、埼玉県環

境部水環境課宛の簡易書留によること。

六 受講申込書の交付

申込手続きが終了後、受講申込書を交付する。

七 修了者の認定

講習を受講し、かつテストにおいて所定の成績を収めた受講者については、講習の修了者として認定する。

テストにおいて所定の成績を収めなかった者については、当該受講者の希望により、一回に限り、追加テストを実施し、所定の成績を収めた者について、講習の修了者として認定する。

## 告示

### 埼玉県告示第千三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新河岸ファッションモール店

埼玉県川越市大字砂新田字新河岸道附六十一番三外七筆

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 令和四年七月二十日開催の交通協議で指摘があったとおり、「川越市自転車放置防止条例」第五条に基づき、当該施設利用者のために必要な自転車駐車場の設置について、御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 市道側の交通需要の増加が懸念されますので、対策を検討いただきますようお願いいたします。

(3) 近隣に小中学校があるため、現地周辺の道路は通学路となっております。店舗工事の際の重機等の出入りや開店後の車両の出入りにおいて、案内看板の設置や、従業員・交通整理員等の誘導によって、児童・生徒の安全の確保、交通安全対策を講じるようにしてください。

#### 二 縦覧期間

令和四年十月七日から令和四年十一月七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第千三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ花園インター店

埼玉県深谷市荒川字鍛冶ケ谷戸三百九十八番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

花園小学校、花園中学校の学区となっているので、各学校に連絡を入れること。

### 二 縦覧期間

令和四年十月七日から令和四年十一月七日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第千三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、鴻巣市笠原土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和四年十月四日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧期間

令和四年十月十四日から令和四年十一月十四日まで

#### 二 縦覧場所

鴻巣市役所

# 告 示

## 埼玉県告示第千三十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 作業種類

基本測量（GNSS測量）

### 二 作業地域

さいたま市（北区、大宮区、浦和区、南区）、熊谷市、本庄市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、児玉郡上里町

### 三 作業期間

令和四年十月十七日から令和五年二月二十八日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第千四十号

測量計画機関である埼玉県朝霞県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県朝霞県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

### 三 作業地域

新座市野火止地内 外

### 四 作業期間

令和四年八月二十六日から令和四年十二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十一号

測量計画機関である埼玉県朝霞県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県朝霞県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、四級基準点測量、三級水準測量）

### 三 作業地域

和光市新倉地内

### 四 作業期間

令和四年七月二十九日から令和四年十二月二十三日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十二号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

八潮市

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、出来形確認測量）

### 三 作業地域

八潮市大字鶴ヶ曾根、大字二丁目地内の各一部

### 四 作業期間

令和四年八月二十四日から令和五年三月十七日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区 間
県道	川越所沢線	埼玉県所沢市東町四四一番四地先から 埼玉県所沢市御幸町四九九番一地先まで
県道	久米所沢線	埼玉県所沢市東町五〇一番地先から 埼玉県所沢市御幸町四九五番一地先まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川口都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第千四十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市浦和区木崎四丁目十九番二十一

株式会社プロファー

二 取消年月日

令和四年九月二十八日

## 告 示

### 埼玉県告示第千四十六号

朝霞市から朝霞都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕



- 1 購入等件名及び数量  
無線警ら車の製造請負 9台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所  
埼玉トヨタ自動車株式会社 埼玉県さいたま市中央区下落合6丁目1番18号
- 5 落札金額  
58,707,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年6月24日

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

携帯電話解析ソフトウェアのライセンス延長プログラム 2 品目の購入

(内訳) U F E D 4 P C 35本

U F E D P a t h f i n d e r 1本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁

目15番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 8 月 10 日

4 落札者の氏名及び住所

サン電子株式会社 愛知県江南市古知野町朝日 250 番地

5 落札金額

32,175,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 4 年 6 月 28 日

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年十月七日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 一 日時

令和四年十月十三日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和四年十月七日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 川 真一郎

埼玉県監査委員 新 井 豪

# 令和4年度第1回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

## 1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

## 2 監査の対象

### （1）対象事務

令和3年度、令和4年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### （2）対象機関

本庁 189 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

### （3）実施期間

令和4年4月13日～令和4年8月10日

## 3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

## 4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

## 5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

### （1）指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 4件(4機関)

番号	部局	機関	概要
1	総務部	管財課	令和3年度に締結した「デジタルファクシミリ複合機プリントサービス等に係る単価契約」について、改めて調達手続きをすべきところ、前契約の延長で対応したことは不適切であった。
2	都市整備部	営繕課	令和3年度に締結した「新座防災基地改修工事設計業務」及び「中央児童相談所会議室棟新築及び一時保護所棟等改修工事設計業務」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。
3	教育委員会	高校教育指導課	令和3年度に締結した「埼玉県教務事務システム令和4年度指導要録対応改修業務委託」について、執行予定額が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。
4	教育委員会	ICT教育推進課	令和3年度に締結した「埼玉県立高等学校タブレット端末等賃貸借」について、入札額に消費税等額に相当する金額を上乗せした金額と異なる金額で契約したことは不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

## 別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、



装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部
--

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和四年十月七日

埼玉県監査委員	小 山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	小 川 真 一 郎
埼玉県監査委員	新 井 豪

1 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
保健医療部	南部保健所	令和4年7月1日 (第324号)	<p>申請者等から徴収した手数料等の現金が入ったポーチを机の上に置き、一時的に離席したところ、亡失した。</p> <p>現金を机の上に置くなど現金の管理について適正さを欠いていたこと及び現金管理について上司が十分に注意を払っていなかったことは、事務の管理執行体制において不適切であった。</p>	<p>現金管理を適切に行い、亡失の再発を防ぐため、次の取組により、事務処理の適正化を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所長から全職員に向けて、県民から収納した現金を取り扱うことの重要性を再確認するよう注意喚起した。</li> <li>2 今回の現金亡失事故を検証し、新たに手数料の管理手順を策定した。 (主な手順) <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関への現金の払込みは、他の業務に優先して早い時間帯に行う。</li> <li>・現金は金融機関へ払込みに赴く直前まで金庫に保管する。</li> <li>・経理員は金融機関への払込みに際して出発時と帰所時に分任出納員へ報告する。</li> </ul> </li> <li>3 2の管理手順を遵守するため、注意事項を挙げて、経理員及び分任出納員の机の上に掲示した。</li> <li>4 経理員が現金の払込みに専念するために「集中タイム」を設定し、その旨を所内に周知徹底した。</li> <li>5 毎月実施する自己検査のチェックリストに、現金の払込みに関する項目を追加することで、事務処理の適否を検査する体制を整えた。</li> </ol>

保健医療部	食肉衛生検査センター	令和4年7月1日 (第324号)	<p>令和3年度に締結した「精密検査用試薬・消耗品の単価契約」について、契約書本文には契約単価を「別紙仕様書のとおり」と記載したにもかかわらず、契約単価を記載した仕様書を契約書本文に添付しておらず、契約書に契約単価の記載がないことは不適切であった。</p>	<p>契約の相手方と協議し、契約単価を記載した契約書を取り交わすとともに、次の取組により、事務処理の適正化を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経理員が契約書の内容を確認するとともに、経理員と出納員が、押印前に契約書原本を確認する体制を整えた。</li> <li>2 出納総務課が作成したチェックシート（契約編）に、1の確認項目を追加して起案文書に添付することにより、手続に漏れがないか複数の目で確認することを徹底した。</li> <li>3 財務事務を担当する職員の知識の底上げを図るため、出納総務課の地域出納員によるオーダーメイド研修を実施する。</li> </ol>
教育委員会	狭山清陵高等学校	令和4年7月1日 (第324号)	<p>令和3年度の「県立狭山清陵高等学校環境整備業務委託」に係る一般競争入札について、事務職員が来校した入札予定業者担当者に秘密事項である最低制限価格を教示し、入札の公正を害する行為を行った。</p> <p>また、予定価格調書を作成後、封書とせず保管していたことは、上司の職員に対する管理監督等が不十分であり、事務の管理執行体制が不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を全教職員に周知するとともに、次の取組により、事務処理の適正化を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不祥事防止に関する研修（ミニ研修を含む）を月に一度実施し、注意喚起を行うとともに、不祥事防止チェックリストを活用して自己確認を行う体制を整えた。</li> <li>また、職員との面談の中で仕事に対する姿勢や倫理観などについてヒアリングするとともに、指導や啓発を行う。</li> <li>2 正確な財務事務の知識を習得するため、事務職員に財務に関する各種研修を受講させるとともに、校長及び教頭が改めて財務事務に関する研修を受けることにより、適正な事務処理の執行の徹底に努めている。</li> <li>3 入札進行に係るチェックリストを独自に作成し、事務処理の状況を校長、事務長及び担当者の3者で確認し共有する体制を整えた。</li> <li>特に予定価格調書の取扱いについては重点項目とし、封書及び金庫内での保管を徹底した。</li> <li>4 毎月実施する自己検査のチェックリストに入札の進行について確認する項目を追加することで、入札執行が適正か複数の目で確認する体制を整えた。</li> </ol>